

IV 仕事を辞めるときに

1 退職

【問合せ：相談窓口 P56・57・58】

就業規則などに定められている定年又は労働者からの申し出によって労働契約を終了することを退職といいます。

会社を退職することは、雇用期間に定めがない限り、労働者の自由ですが、予告もせず、いきなり会社に行かなくなるというようなことはルール違反です。

退職は、その意思表示から2週間で効力を生じますが（民法第627条第1項）、会社の就業規則等で「退職予定日の1か月前までに申し出ること」というような規定が定められている場合は、その規定に従って退職手続をする必要があります。

2 解雇

解雇とは、使用者が一方的に労働契約を解除し、仕事を辞めさせることをいいます。

法律では、解雇そのものを禁止してはいませんが、解雇するには、就業規則で明示した合理的な事由がなければなりません。

また、使用者は、労働者を解雇する場合には、少なくとも30日前までに解雇を予告するか、30日前までに予告をしない場合は、予告期間が30日に満たない日数分の平均賃金を支払うことと定められています。（労働基準法第20条）

●解雇の制限

次のような場合の解雇は、法律で禁止され、又は無効とされています。

- ① 労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由とする解雇（労働基準法第3条）
- ② 業務上の傷病による療養のための休業期間及びその後30日間の解雇（労働基準法第19条）
- ③ 産前産後の休業期間及びその後30日間の解雇（労働基準法第19条）
- ④ 労働者が労働基準監督署へ、事業主の労働基準法違反の事実を申告したことを理由とする解雇（労働基準法第104条）
- ⑤ 労働者が労働組合の組合員であることや、労働組合に加入したり、結成しようとしたことなどを理由とする解雇（労働組合法第7条）
- ⑥ 労働者が労働委員会へ不当労働行為の救済を申立てたこと、若しくは、労働委員会の調査・審問・争議調整において、証拠を提示したり発言をしたことを理由とする解雇（労働組合法第7条）
- ⑦ 労働者が育児休業、介護休業、子の看護休暇等を申し出たり、それらの休業をしたり、休暇を取得したこと等を理由とする解雇（育児・介護休業法第10条、16条、16条の4、16条の7、16条の10、18条の2、20条の2、23条の2）
- ⑧ 女性労働者が婚姻、妊娠、出産したこと、産前産後の休業をしたこと等を理由とする解雇（男女雇用機会均等法第9条）
- ⑨ 妊娠中の女性労働者や出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇（男女雇用機会均等法第9条）
- ⑩ 公益通報者保護法に基づく公益通報をしたことを理由とする解雇（公益通報者保護法第3条）
- ⑪ 障害者虐待について市町村又は都道府県に通報又は届出をしたことを理由とする解雇（障害者虐待防止法第22条）

IV 仕事を辞めるときに

3 退職・解雇後

就業規則などに退職金の規定があれば、退職金が支払われます。

労働者が、賃金や積立金などの請求をすれば、7 日以内に支払われなければなりません。（退職金を除く）。

（労働基準法第 23 条）

また、退職時には、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金、退職事由（解雇の場合は、解雇の理由を含む。）について、労働者は退職証明書の交付を請求することができ、使用者は、遅滞なく交付しなければなりません。

（労働基準法第 22 条）

4 解雇・再就職援助

経済的事情による事業規模の縮小などに伴って、一つの事業所において相当数の離職者の発生が見込まれる場合、事業主は、対象となる労働者の再就職援助のために「再就職援助計画」を作成し、再就職者の雇用活動を支援しなければなりません。

また「再就職援助計画」を作成したときは、最初の離職者の生する 1 か月前までに公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければなりません。

なお、在職中の求職活動に対する事業主等による支援を促進するために、それを行う事業主等に対し助成金制度が設けられています。

また、一定期間内に、事業規模の縮小などに伴うものかどうかに関わらず、相当数の離職者の発生が見込まれる場合は、大量雇用変動の届出が義務付けられています。

5 未払賃金の立替

事業所が倒産して、賃金が支払われないまま退職した場合は、未払となっている賃金の一定範囲について事業主に代わり支払われる制度があります。

6 社会保険の切替、住民税などの手続

労働者が退職または離職した場合は、在職中に加入していた健康保険・厚生年金保険の資格がなくなりますので、次に就職するまでの間、住所を有する市町村で国民健康保険や国民年金への加入の手続きが必要となります。また、住民税等につきましても課税市町村から住民税等の納入通知書が届きますので、忘れないよう納入してください。

なお、健康保険料（税）・住民税は前年分の所得により算定されますが、収入が著しく低下した方や倒産、解雇、雇い止め等により職を失った方は、一定の条件を満たす場合、軽減・減免対象となることがありますので、市町村の担当課にご相談ください。

【社会保険の切替、住民税に関する問合せ先】

☆甲府市にお住まいの方は、甲府市役所本庁舎（甲府市丸の内 1-18-1）の各窓口

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ・甲府市福祉部健康保険課（2 階） | （保険料係）Tel055-237-5368 |
| ・甲府市市民部市民課（2 階） | （国民年金係）Tel055-237-5385 |
| ・甲府市企画部市民税課（3 階） | （個人市民税係）Tel055-237-5398 |